

ステークホルダー・デモクラシーのモデル構築： ポスト政治期における多元的統治の民主的統御に関する規範理論研究

MATSUO, Ryusuke / 松尾, 隆佑

(発行年 / Year)

2017-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第392号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2017-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(政治学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013937>

法政大学審査学位論文の要約

ステークホルダー・デモクラシーのモデル構築

—ポスト政治期における多元的統治の民主的統御に関する規範理論研究—

松尾 隆佑

序文—なぜデモクラシーか

政治的決定の影響が法的に予定されている境界線を越えて波及する場合、その決定の民主的正統性は、どのように確保すべきなのだろうか。本論文は、こうした古くて新しい難問に答えうるデモクラシーの一モデルを提示するべく、利害関係主体を意味する「ステークホルダー (stakeholder)」の概念を用いた政治主体の再解釈に基づく「ステークホルダー・デモクラシー (stakeholder democracy)」の構想を理論的に検討し、その理念的・制度的な諸特徴を体系的に明らかにすることを目的とする。19世紀から20世紀にかけて定着したりベラル・デモクラシーの伝統は、決定権力の正統化根拠を被治者の同意に求めてきたが、高度に発達した資本主義経済と科学技術によって緊密に結びつけられた現代世界においては、国民をはじめとする法的に境界を定められた被治者である「デモス (demos)」の範囲は、実際に決定権力の影響を被る事実上の被治者としてのステークホルダーの範囲との不一致の度を大きくしている。デモクラシー理論においては、治者と被治者の同一性に照らして、ある政治的決定の影響を被りうる者は誰でも当の決定作成過程に参加できなければならないとの原理的要請が知られてきたが、この要請に応えることの困難は、一層深刻化しているのである。

そこで本論文では、民主政治を営む主体像にステークホルダー概念を据えることで得られる新たな観点から社会構成原理としてのデモクラシーのあるべき姿を再検討しながら、現代政治を取り巻く諸環境に対応可能な立場としてステークホルダー・デモクラシーの体系化・洗練化を図るという一連の作業に取り組む。第1章では、このような作業を試みる背景と意義を明らかにしながら、デモクラシー理論における先行研究を整理し、本論文の問題設定と方法を明確化する。第2章では、誰がどのような意味でステークホルダーなのかを捉えるための認識枠組みを明らかにする。第3章では、ステークホルダーが対等な政治主体として民主的な意思決定過程に参加するための制度的な条件整備施策を示す。第4章では、ステークホルダーによる集合的意思決定を通じて脱領域的な決定権力を民主的に統御するための諸回路を論じる。第5章では、これらの検討の成果をまとめ、最終的なモデルを提出する。

1. なぜステークホルダー・デモクラシーか

本章では、まず現代のデモクラシーがどのような困難に直面しているのかを論じる。次に、デモクラシー理論において支配的な地位を占めている熟議デモクラシーが現代の困難に適切な対応を導けないことを指摘し、これと比較して本論文が提起するステークホルダー・デモクラシーがなぜ、どのような対処を為しうる点でより望ましいのかを示す。その上で、デモクラシーのモデル構築に取り組むための方法的視座を明らかにする。

本論文の問題意識を形成する研究背景は、現代の政治を取り巻く社会環境をもっとも端的に表現する「個人化」に求められる。個人化は、国家が諸個人を単位として諸権利を保障するようになるにつれて私たち一人一人の生が豊かになっていく反面で、人びとの権利に

基づく自由な選択の帰結としての「リスク」が絶えず増幅しつづけることを意味する。その政治的含意は 1970 年代に民主政治における統治能力の危機として語られたが、現代では次のような政治の諸性格として再定式化できる。まず政治の「遍在化」であり、フォーマルな政治システム内で行なわれる大文字の政治が信頼を失っていく反面で、政治システム外の市民社会内において行使される多種多様な決定権力をめぐる小文字の政治（サブ政治）が活発化する。次に政治の「脱領域化」であり、グローバルな相互依存のネットワークが強化され、諸決定の影響が越境的に波及する可能性が高まると同時に、国家だけではなく超国家的・非国家的な諸主体との協働による越境的課題への対処が一般化する。第三に政治の「周辺化」であり、遍在化や脱領域化のために主権国家を中心とするフォーマルな政治システムを通じて決定可能な事柄が減少し、大文字の政治が占めていた地位が相対的に低下する。こうした遍在化・脱領域化・周辺化は、総じて政治の「断片化」を意味するものであり、現代政治の焦点が大文字の政治から離れつつあるという意味で、「ポスト政治 (post-Politics)」という時代認識をもたらす。しかしそれにとどまらず、政治の断片化ゆえに人びとの政治的有効性感覚が減衰する傾向に歯止めをかけられなければ、多元的主体の協働に基づくガバナンスを通じた統治能力の追求が優先され、政治的な敵対性の消失という意味での政治の「中立化」が進むことで、脱政治的な「統治」への転換が遂行されかねない (post-politics)。

このようなポスト政治期の困難に対し、政治理論家は有効な解を提示しえていない。多元的な価値の対立の下で共生を図ることが課題として焦点化された 1990 年代以降のデモクラシー理論研究においては、熟慮と討議を通じた選好の変容を重視する熟議デモクラシー (deliberative democracy) の立場が広範な支持を獲得するに至った。政治の断片化を踏まえると、ある政治的決定が及ぼしうる影響は不確実な範囲に及ぶため、熟慮を通じて決定に手続的正統性を取り付けることは確かに重要である。しかし熟慮モデルは、政治における情念や私的利害の意義を相対的に軽視するために、熟慮への動機づけを供給しにくく、多くの人びとが政治システムへの接触に消極的になるポスト政治期に適さない面がある。これに対して、ステークホルダー・デモクラシーの優位性はどこにあるだろうか。まず民主政治の主体をステークホルダーと捉えると、各人は自らが強い利害関心を有する分野や争点に限って政治参加を求められることになるため、熟慮への動機づけは得やすい。また、意味範囲が不確定なステークホルダー概念は、脱領域的な影響を及ぼす政治的諸決定の民主的正統化の根拠となるべきデモスの適正な境界を探索することに適している。このように従来の政治主体像を刷新するポテンシャルを持つステークホルダー概念に依拠することで、諸個人の自律的な生を脅かしうる「公共権力 (public power)」を民主的に統御するためには、非国家主体を含む多元的な公共権力の行使によって影響を被りうるステークホルダーを政治主体に据えることで、公共権力を民主的に統御すべきデモスを機能的に再編しようとするステークホルダー・デモクラシーが有望であるとの作業仮説を得られる。

本論文は、デモクラシー理論におけるモデル化研究のアプローチにしたがって、この作業仮説を多面的に検討し、より体系的なモデルを構築することを研究課題に設定した。デモク

ラシー理論におけるモデルは、「ひとつの民主的形態の主要な構成要素とその基本的な諸関係の構造を明らかにし、説明しようとするもの」（デイヴィッド・ヘルド）であり、民主政治の作動を説明する経験的命題と、民主政治を規律し正当化する規範的命題とから成り立っている。政治の断片化を受け、政治学は社会内に遍在する政治一般へ対象を拡げるべきであるが、本論文はデモクラシーの新たなモデル構築を通じて、政治システム内外の多様な政治的契機に共通して適用すべき「社会構成原理」を再提示し、政治学の新たな学問的展開を理論的に支えようとする試みでもある。ステークホルダー・デモクラシーに関する先行研究としては、NGOの多様な活動が政策分野・政策争点ごとの「ステークホルダー共同体」を脱領域的に代表しうるとした「グローバル・ステークホルダー・デモクラシー（GSD）」論（テリー・マクドナルド）が知られている。マクドナルドは、主権国家秩序に沿った従来の法的デモスではなく、諸個人の利害関係に応じて多元的に生起しうる機能的なデモス（ステークホルダー共同体）に依拠することによって、非国家主体の民主的統御を図る視座を明確化したと言える。だが、誰がステークホルダーであるのかを把握する方法や、諸個人がステークホルダーとして政治参加を為しうるための経済的・社会的条件の整備、ステークホルダーが非国家主体を民主的に統御しうる具体的手段の提示などの諸点において、彼女の議論は未だ多くの課題を残している。以下の各章では、これらの課題に取り組むことを通じて、より洗練されたステークホルダー・デモクラシーのモデルを描き出すことを目指す。

2. ステークホルダー分析—民主的統治主体の構成

公共権力の民主的な構成母体（constituency）たるべきデモスを適正な範囲へと再編成するためには、法的境界を越えて分布する多様な「利害関係（stake）」を探索し、デモスに包摂すべきステークホルダーを画定することが重要となってくる。そこで本章では、まず本論文が想定する政治主体像を明らかにした上で、問題となる意思決定過程に包摂すべきステークホルダーの範囲と利害関係を把握するための「ステークホルダー分析（stakeholder analysis）」が依拠すべき認識枠組みと具体的手法を再考する。さらに、政策決定過程における分析の制度化可能性について検討することで、ステークホルダーを民主政治のアリーナへ導くにあたって整えられるべき一般的条件を描き出す。

本論文が想定する基本的な主体像は、何らかの利害関心を持ちうる自律的な存在に限定される。そのため自己および自己利益への認識を持ちうる存在に主体は限定されるが、誰（何）が自己意識を持つ行為主体であるかに関する想定は、何らかの自然的・道徳的根拠に基づくのではなく、ある政治社会における仮想的な合意を通じた相互承認に拠って立つ。したがって、互いに「平等な者（equals）」として自律追求を尊重されるべき主体の境界は政治的に画定されるものであり、非人間の包摂可能性に開かれている。また、利害関心を持ちうるとは想定されない存在に対しても、一定の配慮を為すことは否定されない。未来世代や自然環境などを「語りえないステークホルダー」と見なす場合には、言説的代表などの手段を用いることにより、意思決定の時点で発言が不可能な存在の利害関心も、ある程度まで考慮

することが可能である。

ステークホルダー・デモクラシーにおいて、決定が必要とされる分野・争点をめぐる利害関係の性質や程度を調査するステークホルダー分析は、意思決定過程に包摂すべき主体を明確化する不可欠の役割を果たす。誰がステークホルダーなのかを的確に把握できなければ、意思決定過程への過小包摂や過大包摂が生じ、ガバナンスの民主的正統性は欠損を回復できないだろう。ステークホルダー分析に関する研究は企業経営、公共経営、都市計画、地域医療、経済開発、天然資源管理など、多岐にわたる分野で積み重ねられているものの、共通の理論枠組みは未だ確立されていない。そこで既存手法がどのような手続きを用いているのかを検討すると、まず分析過程を価値中立的なステークホルダー同定と規範的判断を含むステークホルダー総合に分節化して、ステークホルダー分析の各段階を明示化できることがわかる。次に、ステークホルダー同定の手法をカテゴリに基づく把握から要素に基づく把握へと転換することで分析の精緻化が可能になると考えられるが、既存手法においてはステークホルダーを認識する根拠となる利害関係の概念定義が明確化されていないため、下位概念（権力・利害関心・関係性）の定義により利害関係概念を再構成することで、集団内部にも存在する個別多様な差異を考慮しうる、より精緻な認識枠組み（PIC フレームワーク）が得られる。さらに、分析は何が重要な争点かを決定する課題設定への遂行的関与を避けられないが、分析結果への異議申し立て（争点再定義）の機会を織り込み、特定の政治的文脈に拘束される分析者の限定的役割を明示化した分析過程の想定（限定化モデル）に依拠することで、分析の普遍的な妥当性を留保できる。以上により、新手法に基づくステークホルダー分析の具体的手続きが明らかとなる。

ステークホルダー分析は、分析に先立って設定されている課題・争点そのものを問いなおす視座を得るために、戦略的環境アセスメントや科学技術の社会影響評価（テクノロジー・アセスメント）の取り組みを踏まえつつ、政策実施過程ではなく政策形成過程において複数の政策選択肢を対象に行なわれる政策影響評価の手続きとして制度化されるべきである。こうした影響評価に際しては専門知が不可欠となるが、専門的知見の対立を乗り越えた政策形成のためには、どのような制度設計が望ましいのであろうか。特定の政治過程のなかに位置する分析が実際に高い応答性を保つためには、行政機関が委託した分析と市民社会組織による対抗的分析が並立するなど、異なる専門知に基づく複数の分析が明確な基準と立場を開示しつつ妥当性を争いうるような公共圏の活性化が、不可欠の条件である（競合モデル）。仮に、専門家間で合意が可能な認識についての整理を図った上で、その情報を獲得した市民が判断を形成する共同事実確認のような手法により、専門家間や専門家・市民間で幅広い合意が得られたとしても、その合意ないし分析の妥当性は常に暫定的なものに見なされるべきである。意思決定過程に包摂されるべきステークホルダーの境界を非論争的に画定しうる基準が存在しない以上、分析が依拠する専門知を公共圏における批判的討議にさらすことにより、妥当とされた分析に対する不同意を可視化し、包摂されるステークホルダーの境界を絶えず異議申し立て可能性に開いておくことが求められる。

3. ステークホルディング—主体化へ向けた基本権保障

デモクラシーの要件たる政治的平等と人民主権からは、福祉国家体制の確立につながる「民主主義を通じた福祉」についての思考が数多く引き出されてきたが、その一方で「民主主義のための福祉」という問いが立てられることは、それほど一般的ではなかった。だが、デモクラシー理論が持続可能な政治社会の姿を提示するためには、その政治社会を再生産する主体がどのように再生産されるかという政治的主体化の課題への回答が内に含まれる必要がある。本章ではその回答を、政治社会の対等なステークホルダーとしての地位に伴う「持ち分 (stake)」の配分に基づき、諸個人が実質的な政治参加を為すための経済的・社会的条件を整備する「ステークホルディング (stakeholding)」の原理に求め、その体系的施策について論じる。まず、こうしたステークホルディングの基本理念を明らかにした上で、諸個人の資産形成を支援する資産ベース福祉の諸施策として具体化されてきた既存のステークホルディング論の歴史的な文脈を明らかにし、その問題点を修正すべく理論的再構成を試みる。そして、多様な境遇にある諸個人に対等なステークホルダーとして政治参加しうる主体性を確保させるための福祉ガバナンスの制度体系を描くとともに、その実現を可能にする資源の徴収および分配に関する諸施策についても検討する。

ステークホルディングの理念は、諸個人をある政治社会のステークホルダーと見なし、その政治社会の民主的な運営と再生産を担いうる政治主体として自律しうるために必要とされる基本的な諸条件を制度的に保障することにある。デモクラシー理論においては、ある政治社会の境界を適正に画することの困難（境界問題）が知られており、政治社会の存立根拠は自明でない。しかしながら、ある政治的決定の影響を受ける者は誰でも当の決定の作成過程に参加する権利を持つべきだとする「被影響利害原理 (the principle of affected interests)」に基づくなら、特定の公共権力の行使による被影響性 (affectedness) に応じて、その公共権力を集合的自己決定としてのデモクラシーに基づき統御すべきデモスが構成されると考えられるのであり、こうした被影響性の共通性こそが、民主的な政治社会の境界を画定するための原理的な根拠を提供する。そして、それぞれ能力や立場の異なる諸個人に意思決定過程における対等な発言力の行使機会を保障するためには、憲法上の基本権体系をはじめとする自律追求の制度的な支援が必要とされる。このようなステークホルディングの原理は、特定の政治社会への帰属のみを根拠として自律の支援を求める点で、一見すると内に閉じた立場であるかのように受け取られるかもしれない。だが、超国家機関・国際機関や多国籍企業など、グローバルな規模で脱領域的な影響を及ぼす公共権力が存在する以上、グローバルな政治社会は現に存在するのであり、諸個人は重層的・多元的な政治社会群に同時に帰属しているため、ステークホルディングは、こうした政治社会群の補完性に基づく協働を通じて実現されるべきなのである。

これまでステークホルディングは、ある政治社会の構成員として正当に認められるべき地位・権利の保障を、当該社会への帰属のみを理由にして普遍主義的に行なおうとする立

場として、1990年代半ばから議論されてきた。この構想は、歴史的には20世紀英米における財産所有デモクラシー（property-owning democracy）の潮流を引き継ぐものであり、個人化により戦後福祉国家における集団主義的な連帯が困難になった現代において、個人を単位として基礎的な資産形成を支援する普遍主義的な資産ベース福祉を通じた連帯を志向する点で、社会的包摂の有望な方向性を示している。ただし、従来のステークホルディング論は、社会の構成員間での互惠性を重視する立場と結びついてきたために、非生産的な者の権利が脅かされやすいという難点を有していた。だが、ともに政治社会を構成する平等な者が相互に対等な地位を承認する「民主的連帯」の立場と結びつけなおすことにより、この地位の保障に必要とされる資源の徴収と分配は政治社会の「集合的義務」と見なせるため、ステークホルディングは、より幅広い人びとの社会的包摂を為しうる原理として再構成される。

この原理は、同じ政治社会に帰属する諸個人が持ち分として保有すべき資産の配分を正当化し、基礎所得や基礎資本を中心とした福祉制度体系を導くことで、個人化がもたらした現代の新しい社会的リスクに対応が可能である。普遍主義的福祉の諸構想をめぐる論争では、あれかこれかの議論が行なわれがちだが、ステークホルディングの原理に基づくなら、ライフステージ上の様々な局面で、個人の自律を高めるための複合的な方策が用意されるべきである。基礎所得は、その配分が意味するシティズンシップの承認そのものに意義があり、それだけで生活が可能になる規模である必要はない。自発的な必要充足やリスク・マネジメントのための所得を保障する基礎所得は、諸個人のケイパビリティを拡大することに役立つが、最低生活を保障する制度ではない。生活保障のためには、若年期の基礎資本や就労期の給付つき税額控除、現物給付など複数の手段が併せて講じられるべきであり、稼得のためのメニューが多様化されるべきである。何を以て自律しうるかは人それぞれ異なっているから、個人間でのサービス内容の差異は正当化できる。重要と見なされたケイパビリティを保障するために要する資源を、個々人の自律を脅かさない手段により利用可能な人たちで確保することは、社会の集合的義務である。したがって、ケイパビリティが十全に保障されていない個人が存在する状況が続く限り、ケイパビリティの確保に要する水準を大きく超える豊富な資源を有する裕福な個人から資源を追加的に徴収し、困窮している個人へ分配することは正当化できる。ステークホルディングのための諸施策を含む公的支出の財源を調達するための税は、支払い能力に応じて原則として累進的に、あるいは少なくとも比例的に課されるべきであり、貧しい者ほど負担感が大きい逆進的な税は望ましくない。

4. マルチステークホルダー・プロセス—民主的統治への多回路化

ガバナンスに現われる国家と市民社会の相互浸透によって、「現在われわれが手にしているのは、明確な所在をもたないが、社会全体に浸透している統治への意志である」（イェンス・バーテルソン）。このように遍在する統治において生じる統治能力と民主的正統性のジレンマに対して、ステークホルダー・デモクラシーは、国家機能の再拡大よりも、市民社会

の内部に自律的な問題解決能力を育てることを通じた解決を重視する。そこで本章では、ガバナンスに参加する多元的な統治主体の民主的統御にあたって、ステークホルダー対話を通じた問題解決がどこまで有効でありうるのか、その可能性を論じる。すなわち、マルチレベル・ガバナンスに参画する NGO や企業などの非国家主体の活動に民主的正統性を備えさせる上で、意思決定過程に多様なステークホルダーを参加させ、熟議を通じた合意形成を図る「マルチステークホルダー・プロセス (multi-stakeholder process: MSP)」が有効であることを明らかにする。まず、マルチレベルで活動する公共権力を民主的に統御するための可能性を探る目的から、国境を越えるデモクラシーの構想のなかでもマクドナルドが示す GSD に大きな可能性があることを論じる。次に、GSD に見出せる「市民社会の民主化」という戦略を企業権力に適用する可能性を探るにあたって、脱政治的と考えられがちな企業経営を小文字の政治の一種と位置づけなおす。そして、法的・社会的・経済的な多回路による MSP を通じて、企業権力の民主的統御の可能性を拓きうることを明らかにする。

グローバルな相互依存の深化により政治的諸決定が脱領域的な影響を及ぼしやすくなると同時に、国際機関、地域機関、多国籍企業、NGO といった超国家的・非国家的主体の影響力が増すことで、人びとの生活を左右しうる重要な決定の多くが民主的な正統化手続きを経ることなく下されているとの疑義が強まっている（民主主義の赤字）。マルチレベル・ガバナンスにおける民主的正統性を確保する方策を検討するためには、国境を越えるデモクラシーについて従来主張されてきた 2 つの戦略を整理しておくべきであろう。第一にコスモポリタン・デモクラシーを唱えるデイヴィッド・ヘルドラが訴えてきたのは、政府間関係に基づく国際機関の権限強化を基調とする点で、「政府の／による民主化」と呼びうる戦略である。次に、新しい市民社会論や熟議デモクラシーの隆盛を反映して展開されてきた、トランスナショナルな公共圏における非制度的な熟議や社会運動に期待を寄せる第二の立場は、「市民社会による民主化」戦略と呼ぶべきものである。これらに対して、非国家主体の民主的統御を眼目とするマクドナルドの GSD は、「市民社会による民主化」と連続しながらも、市民社会そのものの変革を視野に入れているという意味で、「市民社会の民主化」戦略として位置づけられる。3 つの戦略は相互に排他的なものではなく、補完し合うことで国境を越えるデモクラシーの可能性を引き上げられる。

マクドナルドは主に NGO の民主的統御を念頭に置くが、政治システムを通じて正統化されていない公共権力として圧倒的に重要なのは企業が行使する経済権力であり、民主的ガバナンスのためには、企業内部の意思決定過程を MSP に基づき統御しうるかが鍵になる。そこで、「市民社会の民主化」戦略を企業に適用し、企業が行使しうる公共権力の民主的統御を通じて、ガバナンスに民主的正統性を調達していくべきであろう。企業経営は脱政治化に親和的であるかのように捉えられがちであるが、20 世紀の経営学における諸学説を顧みると、人間組織において株主・債権者や従業員、供給者、消費者、地域社会などといった多様なステークホルダーの多元的な利害の衝突を調停し、統合的な意思決定と貢献に応じた成果分配を果たそうとする企業経営にこそ、すぐれて政治的な諸契機を見出しうるものが

再確認される。近年の経験的分析が明らかにしているように、多様なステークホルダーの異なる利害関心の均衡を図ることは、長期的な企業業績にも好影響を与えうる統治構造であり、少なからず公共的・政治的な性格を併せ持つ企業にとって、応答すべきステークホルダーの範囲と要請を明確化できる点で MSP は有意義である。ガバナンスにおける統治能力と民主的正統性のジレンマを解消するために急務であるのは、市民社会セクターそのものの民主化であり、民間主体が担うべき公共的役割をステークホルダーとの対話を通じて明確化することは、ガバナンスの下で不分明となりがちな公私区分を再定義するという重要な意義がある。

巨大な企業権力の行使を民主的に統御するために用いることのできる回路は複数存在しており、相互に結びついている。第一に政治システムを通じた法的な統御回路として、企業内に MSP を制度化すべきである。企業は、その強大な経済権力を正統化するために、出資者や従業員に限られない多様なステークホルダーの利害関心に基づく意思決定を行なうべきであり、そうした企業統治構造は経営戦略上も妥当性を持ちうる。企業組織内でのステークホルダー対話を制度化する方策としては、ドイツにおける労使共同決定の制度例を踏まえた多元的利害の代表機関（ステークホルダー役員会）を設けることが考えられる。第二に、企業外の地域社会、市民社会組織、メディアによる監視や、一定の規範遵守への圧力、相互対話などを通じて、企業の自主的事業改善を促す社会的な統御回路がありうる。企業内部の意思決定過程に包摂されないステークホルダーであっても、国連グローバル・コンパクトのような自発的な討議実践や、市民社会内部の評判メカニズム、監視のネットワークを通じて、企業権力を民主的に統御するための有力な手段を持つことができる。第三に、同様に企業組織外からの働きかけとして、市場を通じた経済的な統御回路も機能させうる。ステークホルディングの歴史的淵源の 1 つでもある人民資本主義／大衆資本主義の考え方に基づき、公正な市場秩序の維持と諸個人の資産形成支援策を前提とした、社会的責任投資の一般化と政治的消費行動の拡大を図ることにより、市場メカニズムそのものを民主的統御の力としていくことは不可能ではない。

5. ステークホルダー・デモクラシーの理念的・制度的体系化

本章では、これまでの各章で明らかにしたステークホルダー・デモクラシーの諸特徴が、主権国家秩序を前提にした従来の代表制デモクラシーとのあいだで、どのような関係を取り結ぶことになるのかを示し、検討の成果を体系化した最終的なモデルを描き出す。まず、分野・争点ごとに構成される機能的デモス（ステークホルダー共同体）に責任を負う代表者と、より一般的な法的デモスに責任を負う代表者が、それぞれどのような役割を果たすべきであるのかを論じる。次に、ステークホルダーによる意思決定過程において熟議と集計のそれぞれをどのように用いるべきかを検討する。そして、決定が為された後も応答性を確保することの重要性を指摘し、異なる単位のあいだでの競合と調停が応答性を高める可能性があることを示す。

個別の決定による影響に応じた機能的デモスを民主政治の正統な主体と見なすステークホルダー・デモクラシーは、分野・争点ごとにステークホルダー共同体の代表者によって合議体（ステークホルダー委員会）を組織し、ステークホルダー間の合意に基づく意思決定を行なう制度を求める。従来の代表制では、有権者は政党ごとにパッケージ化された政策の束のあいだで選択を迫られるのみだが、ステークホルダー・デモクラシーにおいては、有権者は分野・争点ごとの代表者を得られることになり、政治システムへの多様な入力機会を通じて、政治的有効性感覚を回復しうるだろう。ただし、分野・争点ごとのステークホルダーによる熟議が偏った少数者支配に陥ることや、分野・争点ごとの決定が矛盾することを防ぐためには、法的デモスを代表する観点から監視・審理を行なう議会の重要性は依然として失われない。政策分野・政策課題ごとの重要性を判断し、予算配分などを通じて優先順位づけを行なう役割を担う制度体は、依然として議会以外には考えにくい。法的デモスは、資源分配のような一般的争点についての決定を通じて、機能的デモスへの一定の統制が可能であり、弱い利害関心しか持たない受動的な観衆には、強い利害関心を持った能動的なステークホルダーたちが過大な権力を振るうことを抑制する役割が期待される。政治の脱領域化により、地理的境界を前提とするどのような議会も、自らの法的存立根拠である管区（法的なデモス）と、自らの決定が実際に影響を及ぼしうるステークホルダー（機能的なデモス）との小さくないズレを抱えており、十全な代表性を独占的に主張しうる立場にはない。民主的正統性が拠って立つ単一のデモスを確定困難な現代においては、多様なデモイに基づいて代表性が形成される複数の経路が重要であり、脱領域的・多元的に構成されるステークホルダー共同体＝構成母体を代表する NGO などは、領域的・一元的なデモス＝管区を代表する議会の機能を損なうよりも、むしろ補完するものであると言える。濃厚な利害関係を有する相対的少数のステークホルダーによる熟議と合意は、希薄な利害関係を有する社会全体による監視・審理・承認を経て、重層的に正統化されるべきなのである。

具体的な意思決定過程のなかでは、ステークホルダーによる熟議が必ず合意に至るとは限らないため、何らかの表決が行なわれる可能性は常に存在する。そして社会集団における意思決定を投票で決する場合、一人一票のように各投票者が均一の重みを与えられることは決して当然のルールであるとは言えず、特定の利害関係や被影響性に応じた発言力の重みづけは広く行なわれている。また、一人一票という原則を維持したままでも、個別の決定ごとに直接投票を行なう制度の下で持ち票の他者への委譲を認めることにすれば、ある分野・争点への利害関心が乏しい有権者から利害関心の大きな有権者への持ち票の委譲を通じた自発的な重みづけが促され、発言力を被影響性に応じた配分へと近づけることはできると考えられる。オンラインの投票システムを介して分野・争点ごとの直接投票や票の委譲が可能になれば、選挙と同様の集計的手段を用いながらも、地理的に区切られたデモスに基づくのではない脱領域的な代表性を実現する回路を示すことができる。その場合、票の委譲を容易にするだけでなく、リアルタイムで委譲を撤回することも可能にすることで、有権者（委譲元）から代表者（委譲先）への権限付与と権限剥奪のメカニズムを、標準的な代表制

デモクラシー以上に強く働かせることができると考えられる。ただし、集計的手段を通じて被影響性に応じた発言力の重みづけに近づけるためにも、単に所与の選好に基づく集計を行なうよりも、事前に熟議の場を設けるべきだと考えられる。加えて、異なる分野・争点ごとの決定を相互に調整する役割を果たす場として、集計的手段を通じた決定は事後にも熟議を必要とすることになる。熟議と集計は相互補完的に用いるべきなのである。

さらに、ステークホルダー代表による決定が行なわれたあとでは、その実施過程における応答性を確保するための方策が重要である。民主的正統化の根拠となるべきデモスを予め確定できない脱領域的なガバナンスにおいては、決定に先行する代表性から、決定以後にも持続されるステークホルダーとの絶えざる対話を通じて確保可能であるような応答性へと、いくらか重心を移動することが求められる。応答性の要請は、いったん制度的な代表性を確保した代表者によって公共権力が構成母体（ステークホルダー）の意思を離れて行使されることを防ぐために不可欠である。また、複数の政治単位によって示された異なる民意が正統性を争う事態においては、決定を為すべき主体の所在が問題となってくる。しかし、こうした異なるデモイの競合は、それ自体として民主化を促進するものとの評価が可能である。現代における政治的決定が広範囲に不確実な影響を及ぼすとすれば、特定の政治単位が絶対化することを防ぎ、複数の政治単位のあいだでの対話を迫る補完性の原則は、権力の抑制均衡を図る政治指針として、民主的な応答性の確保に重要な役割を持つ。そして、最も課題解決に適した主体が対処すべきであるというその理念的核は、能力に応じた責任の分担を含意しており、理論的には政府間のみならず、民間主体内／間にも適用できる。能力に応じた責任が社会一般に適用されるなら、個別的な政策争点ごとに公共的問題の解決に最適な単位・主体が割り当てられることで、市民社会内部の自律的な問題解決能力の向上につながる。社会内の政治的決定一般に国家機能の肥大化を招かないかたちで民主的正統性を調達するという、すぐれてリベラルなプロジェクトの実現可能性は、多元的な回路それぞれにおけるステークホルダーによる合意形成を促進することで、一層高まるであろう。

結語—織りなされるヴィジョン

ステークホルダー・デモクラシーの大きな意義は、政治システム外に広がるサブ政治の民主的統御可能性を射程に収めている点にある。代表制デモクラシーが対応できていない、政治システム外の多様な小文字の政治を焦点化し、NGO や企業のような非国家主体をもステークホルダーによって民主的に統御しうる回路を提示することは、ステークホルダー・デモクラシーの重要な特徴である。異なる文脈に応じて複数のデモスに帰属することで、諸個人が多元的な集会的意思決定の機会に参加できるようになることは、ポスト政治期において減衰しつつける政治的有効性感覚を回復させるのみならず、断片化した個々別々の政治と私たちが向き合っていくための新たな様式を提示する。このモデルは、ステークホルダーという新たな政治主体像の措定を通じて、グローバルな規模で脱領域化するとともに市民社会内部に遍在化している政治を共通して規律しうる、新たなデモクラシーのヴィジョンを

描き出すものであり、多元的な統治権力がますます強大化していくなかでは、こうした視座は重要性を増すばかりであろう。

本論文は多くの面でステークホルダー・デモクラシーのモデルを洗練化して描き出すことを果たしたが、一方で限界も有している。規範的政治理論におけるデモクラシーのモデル化研究に則って議論を進めた本論文では、モデルが要請され作動する一般的な諸条件については論及したものの、実際にモデルを適用する場合の実現可能性や、適用により解決を期待できる具体的な問題の事例、他のモデルと比較して妥当性を明示しうる実証的根拠などについて、十分に掘り下げられたわけではない。ステークホルダー分析の認識枠組みや制度的配置については具体的実践のなかで適宜修正を加えていくことが必要であろうし、多元的な政治社会においてステークホルディングやMSPを制度化し、実効的に機能させていくためには、より経験的研究に立ち入りながら個別の事例を採り上げ、モデルの検証と更なる洗練を図っていかねばならないだろう。いずれも、本論文の延長上で今後に取り組むべき重要な課題である。